

# 国産農林水産物等販売促進緊急対策事業実施要綱

制定 2 政 第 2 2 号  
令和 2 年 4 月 3 0 日  
農林水産事務次官依命通知

改正 令和 2 年 5 月 1 4 日 2 政 第 3 3 号  
改正 令和 2 年 6 月 1 2 日 2 政 第 9 0 号

## 第 1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う訪日外国人旅行者の減少、輸出の停滞や緊急事態宣言による外食需要の減少等により、インバウンド需要や外食需要への依存が大きい品目を中心に出荷量、売上げの減少や価格の下落等といった影響が顕著となっている。

このような品目について、今後、海外展開、インバウンド需要や外食需要等に対応できる生産・供給体制が維持されるよう、生産者や業界団体等が行う緊急的な販売促進を実施する必要がある。

本事業は、国産農林水産物等の持続的な消費活動を通じて、経済活動が停滞することがないよう、販売促進に資する施策を一体的かつ総合的に推進することとする。

## 第 2 目的

新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大を受けたインバウンドの減少、輸出の停滞や緊急事態宣言による外食需要の減少等により、在庫の滞留、価格の低下、売上げの減少等が生じている品目（牛肉、花き、果物、林水産物等）について、販売促進を行うことにより将来のインバウンド需要、輸出の再開や外食需要等に対応できる生産・供給体制を維持することを目的とする。

## 第 3 事業の種類等

本事業において実施する事業の種類、内容及び事業実施主体は、別表 1 に掲げるとおりとする。

なお、別表 1 の 1 の（3）及び 2 から 5 までの事業の実施に当たっては、大臣官房長、生産局長、政策統括官、林野庁長官及び水産庁長官が別に定める要件を満たす団体等に対してその経費を補助するものとする。

## 第 4 事業の採択等

事業の採択基準については、大臣官房長、生産局長、政策統括官、林野庁長官又は水産庁長官（以下「大臣官房長等」という。）が別に定める。

## 第 5 事業実施計画等

### 1 事業実施計画の作成及び承認

事業実施主体は、大臣官房長等が別に定めるところにより、事業実施計画を作成し、別表 2 の左欄に掲げる事業実施主体の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる者（以下「事業承認者」という。）に提出して、その承認を受けるものとする。

### 2 事業実施計画の変更又は中止若しくは廃止

事業実施計画の変更（大臣官房長等が別に定める重要なものに限る。）又は中止若しくは廃止については、1 に準じて行うものとする。

### 3 事業の着手

事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 6 条第 1 項の交付の決定（以下「交付決定」という。）後に着手するものとする。

ただし、地域の実情に応じて早期の事業の実施が事業目的の実現のために必要な場合に

については、交付決定前に着手することができる。この場合にあつては、取組ごとに着手年月日を整理するものとし、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で事業を行うものとする。

#### 第6 国の助成措置

国は、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、別に定めるところにより補助するものとする。

#### 第7 報告

事業実施主体は、大臣官房長等が別に定めるところにより、事業実施計画を承認した事業承認者に対し、事業の実施状況等を報告するものとする。

#### 第8 収益納付

- 1 事業実施主体は、大臣官房長等が別に定めるところにより、当該事業の実施に伴う企業化等による収益の状況を報告するものとする。
- 2 国は、1の報告を受けた場合において、当該事業の実施により事業実施主体に相当の収益が生じたと認めるときは、大臣官房長等が別に定めるところにより、交付された補助金の全部又は一部に相当する金額について、事業実施主体に対し、納付を命ずることができるものとする。

#### 第9 その他

- 1 国は、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、事業の種類、内容等に即して農山漁村の男女共同参画社会の着実な形成を図るために「男女共同参画推進指針」（平成11年11月1日付け11農産第6825号経済局長、統計情報部長、構造改善局長、農産園芸局長、畜産局長、食品流通局長、農林水産技術会議事務局長、食糧庁長官、林野庁長官、水産庁長官通知）に基づく対策の着実な推進に配慮するものとする。
- 3 本事業の実施につき必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、大臣官房長等が別に定めるところによるものとする。

#### 附 則

この要綱は、令和2年4月30日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和2年5月14日から施行し、令和2年4月30日以後に事業実施主体が行う取組について適用する。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和2年6月12日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

別表1(第3関係)

事業の種類	事業の内容	事業実施主体
<p>国産農林水産物等販売促進緊急対策事業</p> <p>業界団体等が行う販売促進等の支援</p> <p>1 農産物等販売促進緊急対策事業</p> <p>(1) 野菜・果実販売促進緊急対策事業</p> <p>(2) 茶販売促進緊急対策事業</p>	<p>1 学校給食への国産果実等の提供等</p> <p>(1) 国産果実等の調達・納品 教育委員会等と調整を行い、希望のあった小中学校等の学校給食に国産野菜及び国産果実(以下「国産果実等」という。)を提供するための調達・納品に係る取組を行う。</p> <p>(2) 食育教室の開催 (1)の実施に併せて、国産果実等への理解増進を目的とした食育教室の開催に係る取組を行う。</p> <p>2 外食産業等における新商品開発への試供品の提供 外食産業等において、国産果実等を原料とした新商品を開発する際に、試供品として国産果実等を提供するための調達・納品を行うとともに、新商品開発に関する進捗状況管理を含めた事業指導を行う。また、国産果実等を原料とした新商品のPR活動を行う。</p> <p>3 フルーツカッティング講習会、試食キャンペーン等の実施 直売所、量販店等において、フルーツカッティング講習会、試食キャンペーン等を実施し、国産果実等のPR活動に係る取組を行う。</p> <p>1 全国推進事業 茶の全国団体等が、イベント等での試供品の提供、外食産業等の新商品開発への提供及びお茶の専門家による学校等での食文化体験活動による販売促進に係る取組を行う。</p> <p>2 地域推進事業</p>	<p>1 生産局長が別に定める者から公募により選定された団体</p> <p>2 生産局長が別に定める者から公募により選定された団体</p> <p>3 生産局長が別に定める者から公募により選定された団体</p> <p>4 生産局長が別に定める者から公募により選定された団体</p> <p>5 生産局長が別に</p>

事業の種類	事業の内容	事業実施主体
(3) 菓子類 販売促進 緊急 対策事 業	<p>茶の都道府県団体等が、地域のイベント等での試供品の提供、外食産業等の新商品開発への提供及びお茶の専門家による学校等での食文化体験活動による販売促進に係る取組を行う。</p> <p>1 事業実施主体は、インバウンド需要の減少等により、販売減少や在庫の滞留が生じている菓子類について、通常店舗以外での販売努力を促進するため、当該菓子類の魅力を伝えるためのイベント、ストリートマルシェ等の開催又は参画、スイーツ・ツーリズム等の菓子類に関する体験交流機会の提供、インターネットを通じた共通販売プラットフォームの構築、直売会や地域行事への参画等を通じた販売及び広報、景品・試供品としての配布等販売網拡大のための取組を実施又は支援する。</p> <p>2 事業実施主体は、1の事業について、事業実施者の公募、選考、採択、補助金の交付、事業の進捗管理等の必要な事務を行う。</p>	<p>定める者から公募により選定された団体</p> <p>6 政策統括官が別に定める者から公募により選定された団体</p>
2 和牛肉等 販売促進 緊急対策 事業	<p>1 学校給食提供推進事業</p> <p>(1) 事業実施主体は、希望のあった小中学校等の学校給食に和牛肉等を提供するための次の取組を実施又は支援する。</p> <p>ア 推進会議の開催 イ 食育活動の実施 ウ 学校給食への和牛肉等の提供</p> <p>(2) 事業実施主体は、(1)の事業について、事業実施者の公募、選考、採択、補助金の交付、事業の進捗管理等の必要な事務を行う。</p> <p>2 外食産業や観光業等と連携した販売促進事業</p> <p>(1) 外食産業等と連携した新商品開発の取組支援</p> <p>ア 事業実施主体は、外食産業等において和牛肉等を活用した新商品を開発する際に、和牛肉を提供するための次の取組を実施又は支援する。</p> <p>(ア) 食肉事業者と外食事業者等との連携体制の構築等</p> <p>a 推進会議の開催 b 公募選考会の開催 c 試作品のプロモーション</p> <p>(イ) 新商品開発への和牛肉の提供等</p> <p>イ 事業実施主体は、(イ)の事業について、事業実施者の公募、選考、採択、補助金の交付、事業の進捗管理等の必要な事務を行う。</p> <p>(2) 観光業と連携した観光キャンペーンの取組支援</p> <p>ア 事業実施主体は、観光業において和牛肉を活用した地域起こしキャンペーンを実施する際に、和</p>	<p>7 都道府県</p> <p>8 生産局長が別に定める者から公募により選定された団体</p>

事業の種類	事業の内容	事業実施主体
	<p>牛肉を提供するための次の取組を実施又は支援する。</p> <p>(ア) 食肉事業者と観光業との連携体制の構築等</p> <p>a 推進会議の開催</p> <p>b 観光キャンペーンと連携した和牛肉のプロモーション</p> <p>(イ) 観光キャンペーンに要する和牛肉の提供</p> <p>イ 事業実施主体は、アの事業について、事業実施者の公募、選考、採択、補助金の交付、事業の進捗管理等の必要な事務を行う。</p> <p>(3) 販売促進・PR活動の取組支援</p> <p>ア 事業実施主体は、各地域での取組をもって国内全体の和牛肉の消費拡大に資するため、イベント等を開催し、和牛肉の試食の実施、試供品の提供等を行う販売促進・PR活動に係る取組を実施又は支援する。</p> <p>イ 事業実施主体は、アの事業について、事業実施者の公募、選考、採択、補助金の交付、事業の進捗管理等の必要な事務を行う。</p>	
3 過剰木材在庫利用緊急対策事業	<p>公共建築物等への木材の利用促進</p> <p>(1) 事業実施主体は、全国レベルにおける工務店等への木材の利用促進の呼び掛け及び公共建築物等への木材の利用促進に係る取組を実施又は支援する。</p> <p>(2) 事業実施主体は、(1)の事業のうち公共建築物等への木材の利用促進に係る事業について、事業実施者の公募、選考、採択、助成金の交付、事業の進捗管理等の必要な事務を行う。</p>	9 一般社団法人全国木材組合連合会
4 水産物販売促進緊急対策事業	<p>1 インターネット通販等を活用した販売促進</p> <p>(1) 事業実施主体は、インターネット通販等を活用して、インバウンドの減少、輸出の停滞や外食需要の減少等により、在庫の滞留、価格の低下等が生じている水産物（加工品を含む。以下同じ。）を出品し、販売促進を図る取組を実施又は支援する。</p> <p>(2) 事業実施主体は、(1)の事業について、事業実施者の公募、選考、採択、補助金の交付、事業の進捗管理等の必要な事務を行う。</p> <p>2 外食産業・食品加工業・料理家・料理学校等の新商品開発への試供品提供</p> <p>(1) 事業実施主体は、水産物を使用して新たな製品・商品開発（デリバリー・テイクアウト向け等）を行いたい外食産業・食品加工業・料理家・調理師学校等に対して、インバウンドの減少、輸出の停滞や外食需要の減少等により、在庫の滞留、価格の低下等が生じている水産物を試供品として提供するとともに、新たに開発された製品・商品リスト、レシピ本</p>	<p>10 水産庁長官が別に定める者から公募により選定された団体</p> <p>11 水産庁長官が別に定める者から公募により選定された団体</p>

事業の種類	事業の内容	事業実施主体
	<p>等を作成して、全国的な販売促進活動に活用する取組を実施又は支援する。</p> <p>(2) 事業実施主体は、(1)の事業について、事業実施者の公募、選考、採択、補助金の交付、事業の進捗管理等の必要な事務を行う。</p> <p>3 出前食育活動(学校給食を含む。)・販売促進会・PR活動の実施</p> <p>(1) 出前食育活動(学校給食を含む。)</p> <p>ア 事業実施主体は、小中学生等を対象にした「出前食育活動」等を実施し、インバウンドの減少、輸出の停滞や外食需要の減少等により、在庫の滞留及び価格の低下等が生じている水産物を学校給食用の食材として提供する次の取組を実施又は支援する。</p> <p>(ア) 推進会議の開催</p> <p>(イ) 食育活動の実施</p> <p>(ウ) 学校給食への水産物の提供</p> <p>イ 事業実施主体は、アの事業について、事業実施者の公募、選考、採択、補助金の交付、事業の進捗管理等の必要な事務を行う。</p> <p>(2) 販売促進会・PR活動</p> <p>ア 事業実施主体は、全国において販売促進会及びPR活動を実施し、販促資材等の作成・配布や在庫として滞留している水産物を試供品として提供する取組を実施又は支援する。</p> <p>イ 事業実施主体は、アの事業について、事業実施者の公募、選考、採択、補助金の交付、事業の進捗管理等の必要な事務を行う。</p>	<p>12 都道府県</p> <p>13 水産庁長官が別に定める者から公募により選定された団体</p>
<p>5 品目横断的販売促進緊急対策事業</p>	<p>1 インターネット販売推進事業</p> <p>(1) インターネット販売サポート事業</p> <p>事業実施主体は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により家庭消費の食材需要が伸びていることを踏まえた新たな販路開拓のため、食品を扱うECサイトの運営者と連携し、インターネット販売を活用した販売促進に係る取組を実施する。</p> <p>(2) インターネット販売側面的支援事業</p> <p>ア 事業実施主体は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により家庭消費の食材需要が伸びていることを踏まえた新たな販路開拓のため、インターネット販売を活用した販売促進に係る取組を支援する。</p> <p>イ 事業実施主体は、アの事業について、事業支援スキームの周知、事業実施者の募集、対象品目の審査、補助金の交付、事業の調整、進捗管理等の必要な事務を行う。</p>	<p>14 大臣官房長が別に定める者から公募により選定された団体</p>

事業の種類	事業の内容	事業実施主体
	<p>2 食育等推進事業</p> <p>(1) 事業実施主体は、こども食堂、学童保育、保育園等に対する農林水産物の提供とともに、国産農林水産物や農林水産業・農山漁村への理解を深める食育の取組等を実施又は支援する。</p> <p>(2) 事業実施主体は、(1)の事業について、事業支援スキームの周知、事業実施者の募集、対象品目の審査、補助金の交付、事業の調整、進捗管理等の必要な事務を行う。</p> <p>3 農林水産物の販路の多角化推進事業</p> <p>(1) 販路の多角化サポート事業 事業実施主体は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により飲食店等への来客が減少していることから、個々の飲食店が異業種団体等と連携し、デリバリーやテイクアウト等販路の多角化や商品開発等に係る取組を実施する。</p> <p>(2) 販路の多角化側面的支援事業 ア 事業実施主体は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により来客が減った飲食店等が新たに取り組む、デリバリーやテイクアウト等販路の多角化や、料理教室、商品開発で使用する農林水産物の調達の取組を支援する。 イ 事業実施主体は、アの事業について、事業支援スキームの周知、事業実施者の募集、対象品目の審査、補助金の交付、事業の調整、進捗管理等の必要な事務を行う。</p> <p>4 地域の創意による販売促進事業</p> <p>(1) 事業実施主体は、地域の創意による農林水産物の販売促進のキャンペーンを開催し、新型コロナウイルス感染拡大の影響による滞留在庫の消費を促す取組を実施又は支援する。</p> <p>(2) 事業実施主体は、(1)の事業について、事業支援スキームの周知、事業実施者の募集、対象品目の審査、補助金の交付、事業の調整、進捗管理等の必要な事務を行う。</p>	<p>15 大臣官房長が別に定める者から公募により選定された団体</p> <p>16 大臣官房長が別に定める者から公募により選定された団体</p> <p>17 大臣官房長が別に定める者から公募により選定された団体</p>

別表2（第5関係）

## 国産農林水産物等販売促進緊急対策事業に係る事業承認者

事業実施主体の区分	事業承認者
野菜・果実販売促進緊急対策事業の事業実施主体	生産局長
茶販売促進緊急対策事業の事業実施主体	
全国推進事業の事業実施主体	生産局長
地域推進事業の事業実施主体	
北海道に所在する事業実施主体	北海道農政事務所長
沖縄県に所在する事業実施主体	内閣府沖縄総合事務局長
その他の都府県に所在する事業実施主体	地方農政局長
菓子類販売促進緊急対策事業の事業実施主体	政策統括官
和牛肉等販売促進緊急対策事業の事業実施主体	
学校給食提供推進事業の事業実施主体	
北海道に所在する事業実施主体	北海道農政事務所長
沖縄県に所在する事業実施主体	内閣府沖縄総合事務局長
その他の都府県に所在する事業実施主体	地方農政局長
外食産業や観光業等と連携した販売促進事業のうち外食産業等と連携した新商品開発の取組支援の事業実施主体	生産局長
外食産業や観光業等と連携した販売促進事業のうち観光業と連携した観光キャンペーンの取組支援の事業実施主体	
北海道に所在する事業実施主体	北海道農政事務所長
沖縄県に所在する事業実施主体	内閣府沖縄総合事務局長
その他の都府県に所在する事業実施主体	地方農政局長
外食産業や観光業等と連携した販売促進事業のうち販売促進・PR活動の取組支援の事業実施主体	生産局長
過剰木材在庫利用緊急対策事業の事業実施主体	林野庁長官
水産物販売促進緊急対策事業の事業実施主体	水産庁長官
品目横断的販売促進緊急対策事業の事業実施主体	大臣官房長

(注) 地方農政局の管轄区域は、農林水産省組織令第91条に定める管轄区域である。